

【②太陽光発電システム(FIT・FIP制度の認定を取得しないもの)】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
FIT・FIP制度の認定を取得していないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
発電する電力の30%以上を自家消費すること。 なお、翌年度以降に任意の期間に発電した電力量及び自家消費量の調査を行います。30%以上を自家消費していない場合や虚偽の申告を行った場合は交付決定を取り消し、補助金の返還を求められます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
太陽光発電システムを処分する際は、関係法令(市条例を含む)の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、災害等による撤去及び処分に備えた災害保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
導入設備は商用化され、導入実績があり、中古品でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
導入した太陽光発電システムのモジュールの最大出力の合計値を計算してください。 ()W×()枚÷1000,()W×()枚÷1000,()W×()枚÷1000			kw
導入したパワーコンディショナーの定格出力を記入してください			kw
太陽光発電システムに対する補助額は、モジュールの最大出力とパワーコンディショナーの定格出力の低い方(小数点以下切り捨)の値を使用して計算していますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【③定置用リチウムイオン蓄電池(②と同時に導入するもの)】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
「②太陽光発電システム(FIT・FIP制度の認定を取得しないもの)」の附帯設備であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
蓄電システムの導入費用が工事費込み(消費税抜き)で1.0kWhあたり15.5万円以下であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
発電した電気を蓄電し、日常で充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、管理するための番号が付与されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有時間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 ※所定の表示は別紙参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
導入設備は商用化され、導入実績があり、中古品でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
以下について記入をお願いします 蓄電池価格(税抜き)()円 + 蓄電池工事費(税抜き)()円 = ①()円 ①()円 ÷ 蓄電池容量()kWh = ②()円			
上記欄のうち②の金額が155,000円以下となっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【全て】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
リース品でないことが書類で確認できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

—職員記入欄—

受付日	受付番号	申請者名	確認者1	確認者2

【別紙】

所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの法伝寺に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、捕器類の茶道に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

エ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】:「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

キ 蓄電池部安全基準

蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。